

# 現地調査の結果について

平成20年10月22日  
北海道入札監視委員会

・胆振支庁・室蘭土木現業所（平成20年8月26日調査実施） ・札幌土木現業所（平成20年9月8日調査実施）
--

## 1. 特定建設工事共同企業体の活用

- 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）は、技術力の結集やリスク分散を図るため、「建設工事共同企業体運用基準（以下「運用基準」という。）」において、技術的難易度が高い工事や大規模工事（概ね3億円以上）について活用するとしているが、技術的難易度を判断する基準が明確にされないまま運用されていることに加え、2億円程度の工事にまで適用している事案が散見された。
- 特定JVの構成員の資格要件は、運用基準において予定価格の額が5億円未満の工事の場合、1社以上が道内に主たる営業所を有する企業としているが、今回調査した事案については、全て土木現業所管内の業者の参加を構成員の資格要件として設定していた。

## 2. 共同企業体と単体企業との混合入札

- 工事の発注に当たっては、単体企業への発注を原則としているが、特定JVや経常建設工事共同企業体（乙型）による工事において、単体企業の参加を排除している事例が散見された。

## 3. 経常建設工事共同企業体の結成回数（登録のあり方）

- 経常建設工事共同企業体（以下「経常JV」という。）の結成は、「継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化するため共同企業体を結成する」ことを趣旨としているにもかかわらず、一つの企業が複数の経常JVに参加することを認めているため、同時期の入札にそれぞれ別の経常JVの構成員として参加しており、入札参加業者間における入札情報の漏洩が危惧されるような取扱いとなっていた。
- 特定JVにおいても、同様の状態の事案が確認された。

## 4. 入札手続きの透明化

- 土木現業所において、特定JVを活用した理由等に関する資料が整備されておらず、また、運用基準等の取扱いや意志決定過程が支庁と土木現業所とで大きく異なるなど、入札契約制度の運用に統一性を欠く取扱いとなっていた。

## 5. 地域要件の設定

- 今回の調査において、大規模工事でも応札業者が数社にすぎないという事案が散見されたが、そのほとんどが管内に主たる営業所を有する企業の参加を共同企業体の資格要件としており、過度に地域要件が設定されているのではないかと思われる事案が散見された。